

都市計画法による 開発許可の基準の一部改定について

「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「道路の基準」、「公園、緑地及び広場の基準」及び「排水施設に関する基準」について、法の趣旨を踏まえ、また、実態に即した基準とし、公平・透明性の向上を図るため、次のとおり一部改定しました。改定の内容は、次のとおりです。

◆ 改定基準の概要

1 道路の基準

(1) 新たに配置する道路の線形

開発区域外の道路と接続する新たな道路の双方が有効に発揮するため、また、交差点及びその付近で発生する交通事故を防止するため、基準を追加しました。

- 施行日：平成 26 年 1 月 1 日
- 経過措置を設けました。

(2) 接続道路

接続道路が道路法による道路であり、かつ、当該道路に道路管理者により設置されたガードレール等がある場合には、接続道路の車道の幅員を緩和しました。

- 施行日：平成 25 年 7 月 1 日

(3) 縦断勾配

車両の通行の安全等を確保するため、交差点に接続する縦断勾配の基準を、具体的な数値を定めた基準としました。

- 施行日：平成 26 年 1 月 1 日
- 経過措置を設けました。

2 公園、緑地及び広場の基準

公園等の出入口に設ける道路が接続する道路の幅員等の基準を定めました。また、高齢者及び障害者等の利用及び円滑な管理を図るため、出入口の構造の具体的な基準を定めました。

- 施行日：平成 26 年 1 月 1 日
- 経過措置を設けました。

3 排水施設に関する基準■

(1) 人孔（マンホール）の選定基準や管渠の断面形状等、実態に即した基準に改定しました。

(2) 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置を避けるべき区域を明確にしました。

(3) 遊水池等の足掛金物（タラップ）等の構造細目を、実状の運用に合わせた基準に改定しました。

- 施行日：平成 25 年 7 月 1 日